

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和7年1月21日

京都市長 松井 孝治

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所	除却した広告物	保管を開始した日
令和7年1月27日	伏見区桃山町大島	はり札2枚	令和7年1月27日
令和7年2月12日	右京区嵯峨柳田町	はり札2枚	令和7年2月12日
令和7年2月12日	右京区嵯峨五島町	はり札4枚	令和7年2月12日
令和7年2月12日	右京区嵯峨蜻蛉尻町	はり札5枚	令和7年2月12日
令和7年3月26日	伏見区桃山町大島	はり札2枚	令和7年3月26日
令和7年5月1日	伏見区向島津田町	はり札10枚	令和7年5月1日
令和7年8月27日	右京区嵯峨野秋街道町	はり札4枚	令和7年8月27日
令和7年8月27日	右京区嵯峨明星町	はり札2枚	令和7年8月27日
令和7年8月27日	右京区嵯峨中山町	はり札1枚	令和7年8月27日
令和7年8月27日	右京区嵯峨柳田町	はり札3枚	令和7年8月27日
令和7年8月27日	右京区嵯峨蜻蛉尻町	はり札3枚	令和7年8月27日

2 保管の場所

伏見区横大路下ノ坪1（横大路運動公園内）

3 連絡先

都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課

電話：075-222-4138

（都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課）